

FSPオンライン講座



知っておきたい福祉サービスと 他機関との連携について

20230314

社会福祉法人侑愛会
発達障害者支援センターあおいそら
センター長 片山 智博

福祉サービスの概要と 関連する用語・機関等

福祉サービスとは

- 障害福祉サービスとは 障がいのある人が利用できる支援等
- 障害者総合支援法 によって定められている
- 児童（18歳未満）には 児童福祉法に基づくサービスもある
- 指定を受けた事業者によってサービスが提供されている

障害者の日常生活及び社会生活を**総合**的に**支援**するための**法律**

障害者総合支援法に基づく主な福祉サービス

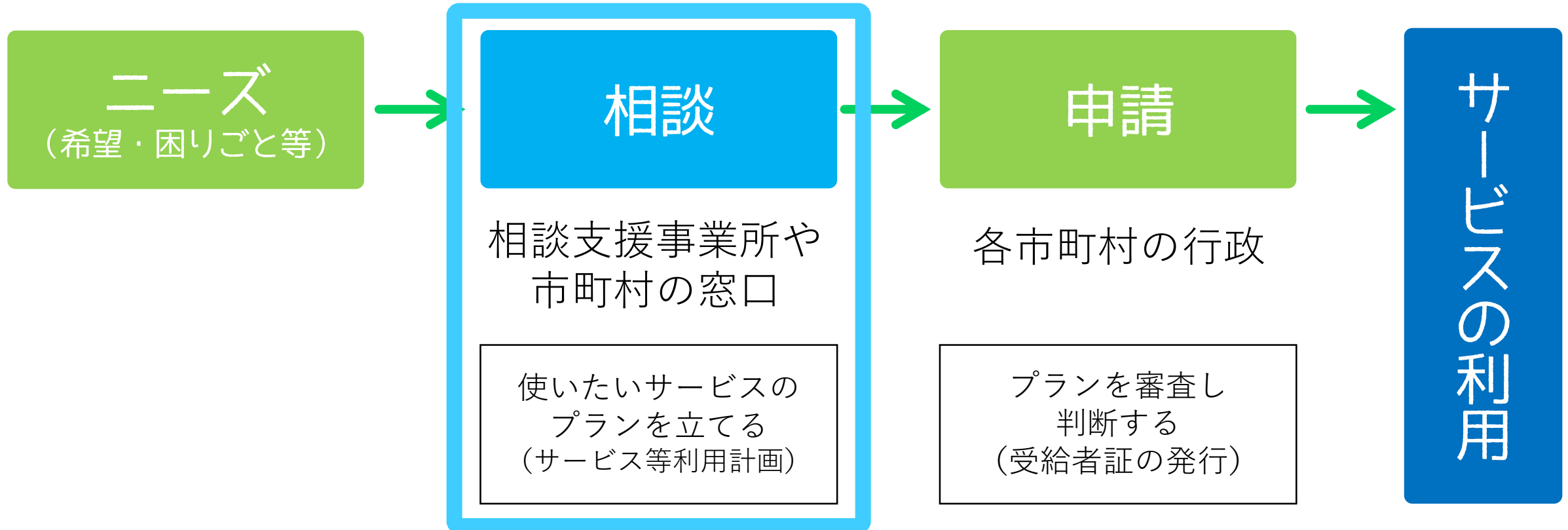
給付類型	主なサービス	備考
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）・行動援護・生活介護・施設入所・短期入所など	障害支援区分の認定が必要
訓練等給付	生活訓練・就労移行支援・就労継続A型支援・就労継続B型支援・グループホームなど	一部サービスには利用期限あり
地域生活支援事業	相談支援・移動支援・地域活動支援センター・日中一時支援など	市町村が実施主体なため、運用も異なる
補装具	車いす・歩行補助つえ・補聴器・白杖・点字器など	対象となる品目は国が定める
自立支援医療	障害を軽減するための医療、精神科への通院医療など	対象となる医療は限られる

児童福祉法に基づく福祉サービス

障害児通所支援	児童発達支援	児童福祉施設として「児童発達支援センター」と「児童発達支援事業」2つに分類される 未就学の障害児に対する支援・療育を提供する
	医療型児童発達支援	未就学の障害児に対する支援・療育と医療の提供も行う
	放課後等デイサービス	就学中の学齢時に対して、放課後や長期休み中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行う
	保育所等訪問支援	児童発達支援センターの職員が、幼稚園や保育所にいる児童に対して、専門的な支援を行う
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う
	医療型障害児入所施設	障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う

サービス利用の超おおまかな流れ

計画相談



相談支援事業所とは

- 各市町村が社会福祉法人等に委託しているものと 自ら行っているものがある
- 計画相談（サービス等利用計画をつくるための相談）の他
基本相談（地域生活への移行に向けた支援や一般的な相談等）
等のメニューがある

サービス等利用計画とは

- どんなサービスを どのくらい利用するか というプラン
- 本人や家族のニーズに応じて 相談支援専門員がつくる

→ セルフプランもあるが・・・

受給者証とは

- 福祉サービス等を利用するにあたり 自治体が交付する証明書
- 診断か 手帳か 医師意見書（診断が無い場合）が必要
- 使おうとするサービスに応じていくつかの種類がある
（例：障害児通所支援受給者証 → 放課後等デイサービス）
- 受給者証が無くても利用できるが 利用料が全額負担となる

障害支援区分とは

- 必要な支援の度合いを示すもの
- 1～6段階に分けられている（6が最も度合いが高い）
- 障害支援区分が必要なサービスと不要なサービスとがある

医師の意見書とは

- 主に障害支援区分の認定を行う際に必要
- その制度等を利用することの必要性等に関する医師の意見
- ≠ 診断書

➡ 初診や 空白期間が長い場合・・・

➡ 障害者手帳や障害年金等の申請は診断書

サービス提供事業者とは

- 市町村等の指定を受けて サービスを提供する事業所と管理者
- 社会福祉法人 **NPO**法人 株式会社 等が運営している
- 地域によって有るものと無いものがある

個別支援計画とは

- サービス提供事業者がつくる利用者への支援の計画
- サービス等利用計画にある全体目標を踏まえてつくる

放課後等デイサービスとは

- 児童福祉法に基づくサービス
- 小学校～高校（6歳～18歳）の子どもが利用
- 自立支援　日中活動の充実等の療育を行う
- 事業所ごとに様々な特色がある
- 自治体によっても利用できる範囲等に違いがある

福祉的就労のサービスとは

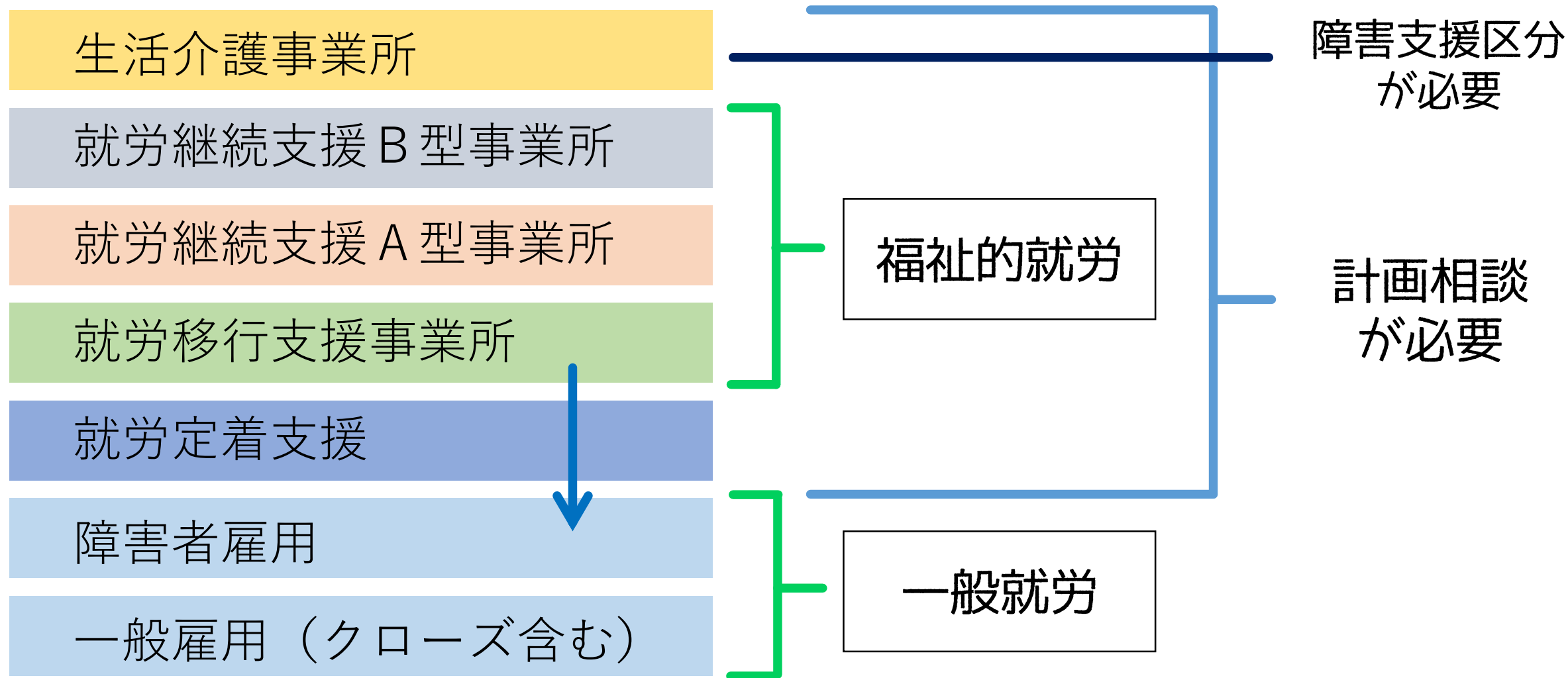
	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
雇用の有無	雇用関係なし	雇用関係	雇用関係なし
賃金、工賃形式	年収を基準に用料の支払いが発生 ※施設外実習等で工賃が発生することがある	基本的には最低賃金保障された 賃金が支払われる	工賃が支払われる
月平均収入		平均74,085円 (厚労省/H29年度)	平均15,603円 (厚労省/H29年度)
対象者の条件	18歳～65歳の障害者	18歳～65歳の障害者	年齢制限なし
利用期間	2年 ※市町村審査会の個別審議を経て、 必要性が認められた場合に限り、 最大1年間更新可能	定めなし	定めなし

障害者雇用とは

- 一定の規模の企業には 障害者雇用義務がある
- 雇用する割合（≡実人数）を法定雇用率という

➡ 雇用対象になるには障害者手帳が必要

高校卒業後の主な就労系の進路



障害者手帳とは

- 療育手帳 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳の3種
 - 申請し 障がいがあると認められた人に交付される
 - 公共機関利用料金割引 税金の控除 医療費負担減等がある
-
- ➡ 障害者雇用の対象になる
 - ➡ 知的障害の無い発達障害児者は精神手帳の対象（一部療育手帳）

障害年金とは

- 障がいがあり仕事や生活に困難がある人がもらえる年金
- 疾患や事故等による中途障がいの人も対象

就業・生活支援センターとは

- 道内**16**か所（道のセンター**12**か所 札幌市のセンター**4**か所）
- 一般就労をしている人や希望する人のサポートを行う
- 障がいのある人を雇う企業をサポートする
- 障がいのある人の就労支援に関する 企業や支援者等への理解啓発 人材育成 体制づくりを行う

発達障害者支援センターとは

- 道内4か所（道のセンター3か所 札幌市のセンター1か所）
- 広域を管轄する支援拠点
- 発達障害支援に関わる理解啓発 人材育成 体制整備等を行う
 - － 研修／講師派遣
 - － 機関コンサルテーション
 - － 療育／就労支援／個別相談 等

ソース（情報源）をうまく活用する

- 全てに詳しくあることは不可能
 - 相談支援事業所等の機関をうまく活用しよう
 - それぞれの得意分野を活かそう
- ➔ 連携しよう

他機関との連携

ASD（未診断） 成人 男性

ASD + 知的障害重度 成人 男性

これらのケースを踏まえて

- こうなっているケースに 今 かかわっている人がいます
- こうなる前（なりかけている時）にかかわっていた人もいます
- それぞれに思うところや考えがあると思います
- それぞれにできること（できたこと）があると思います

でも・・・

すべてにかかわることのできる人は 親以外にはいません

地域で支える 支援をつなぐ

幼児期からの支援者

学齢期の支援者

青年成人期の支援者

幼児期からの支援者

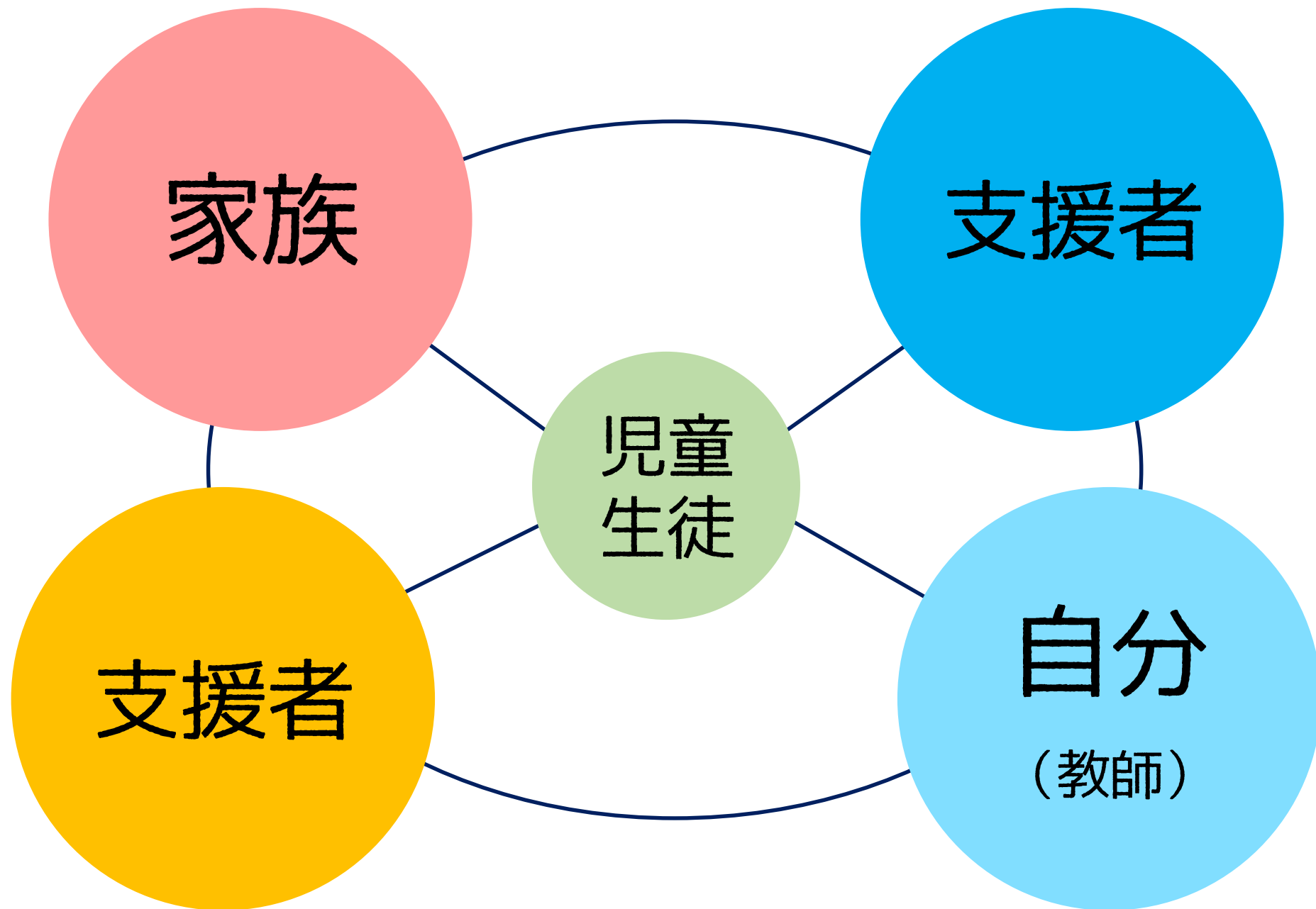
学 校

青年成人期の支援者

幼児期からの支援者

学齢期の支援者

青年成人期の支援者



発達障害支援における連携の必要性

- 生涯に渡る支援の一貫性と継続性が重要
 - － 学習スタイル（障がい特性）に関わる課題
 - 般化（≡応用）の問題 / 場面によって変わる状態像
 - 極端な思考による家庭と学校の差
 - 対応の違いによる混乱や誤学習
 - 生活の広がりと変化への適応の難しさ 等々
 - － 家族支援に関わる課題

協働を目指して

学校とのかかわりの中で感じること

- 評価（見立て） のすり合わせがカギ
- 支援か指導か配慮か のすり合わせがカギ
- 共通言語を持つとう

連携とは

- 連携は手段
- 連携は目の前の一人の支援における協働の積み重ね
- 学校への適応はゴールではない
- 将来のイメージを持つこと
- 連携があってこそ生きる自分の力
- その子の支援者を増やすこと
- 地域にチームをつくること